

鳴門教育大学附属特別支援学校校則

平成16年 4月 1日

校則第 3 号

改正 平成17年3月14日校則第3号

平成18年3月 9日校則第3号

平成19年3月23日校則第2号

平成20年3月17日校則第4号

平成21年2月24日校則第4号

平成25年3月11日校則第4号

平成25年9月11日校則第5号

平成26年3月20日校則第1号

令和 3年3月 5日校則第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 鳴門教育大学附属特別支援学校（以下「本校」という。）は、知的障害のある児童及び生徒に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、併せて障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする。

2 本校は、前項に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。

(部)

第2条 本校に、小学部、中学部及び高等部を置く。

(定員及び学級数)

第3条 本校の児童及び生徒の定員並びに学級数は、次のとおりとする。

区 分	入 学 定 員	収 容 定 員	学 級 数
小学部（複式）	6 人	1 8 人	3 学 級
中 学 部	6 人	1 8 人	3 学 級
高 等 部	8 人	2 4 人	3 学 級
計	2 0 人	6 0 人	9 学 級

(職員)

第4条 本校の職員の種類は、校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技能職員及び栄養職員とする。

(校長等の職務)

第5条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童及び生徒の教育をつかさど

る。

3 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

(主事)

第6条 小学部、中学部及び高等部の各部に主事を置き、当該部に属する教諭をもって充てる。

2 主事は、校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。

第2章 校務分掌、職員会議及び学校評議員

(校務分掌)

第7条 本校は、調和のとれた学校運営を行うため、教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任を置く。

2 校長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

3 前2項に規定する主任等は、校長が文書をもって命ずる。校長が主任等を命じ、又は免じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(職員会議)

第8条 校長の職務の円滑な執行に資することを目的に職員会議を置く。

2 前項の職員会議について必要な事項は、別に定める。

第3章 学校評価及び教育活動等の状況の提供

(自己評価)

第9条 本校は、本校における教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の評価を行うに当たっては、本校の実情に応じ適切な項目を設定して行う。

(学校関係者評価)

第10条 本校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた本校の児童及び生徒の保護者その他本校の関係者(本校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努める。

2 前項の学校関係者評価について必要な事項は、別に定める。

(評価結果の報告)

第11条 校長は、第9条第1項の規定による評価及び前条により評価を行った場合はその結果を、学長に報告しなければならない。

(教育活動等の状況の提供)

第12条 本校は、本校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで
後期 10月第2月曜日の翌日から翌年3月31日
(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 春期休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏期休業 7月21日から8月29日まで
- (5) 秋期休業 10月第2月曜日の翌日からその週の水曜日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限

(修業年限)

第16条 修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 6年
- (2) 中学部 3年
- (3) 高等部 3年

(在学年限)

第17条 高等部の生徒は、6年を超えて在学することができない。

第6章 入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第23条の規定により編入学又は転入学する者については、この限りではない。

(入学資格)

第19条 本校に入学することができる者は、保護者と同居し、そこを生活の本拠とする次に掲げるものとする。

- (1) 小学部 6歳以上の知的障害者
- (2) 中学部 特別支援学校小学部を卒業した者又はこれに準ずる知的障害者
- (3) 高等部 特別支援学校中学部を卒業した者又はこれに準ずる知的障害者

(入学の出願)

第20条 本校に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、高等部にあつては、所定の入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学, 転入学)

第23条 本校に編入学又は転入学を志願する者があるときは、校長は、児童及び生徒の定員の欠員状況等により、相当学年に編入学又は転入学を許可することがある。

2 第19条から前条までの規定は、編入学及び転入学の場合に準用する。

第7章 教育課程, 授業時数及び教科用図書

(教育課程等)

第24条 教育課程及び授業時数は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令及びこれらに基づく特別支援学校小学部・中学部学習指導要領並びに特別支援学校高等部学習指導要領に基づき、別に定める。

(教科用図書等)

第25条 本校において使用する教科用図書等は、校長が選定する。

第8章 学習の評価, 課程修了の認定及び卒業

(学習の評価)

第26条 学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が別に定める。

(課程修了の認定)

第27条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第28条 本校所定の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第9章 休学, 復学, 出席停止, 転校, 退学及び除籍

(休学)

第29条 疾病その他特別の事由により、引き続き3か月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 校長は、疾病その他特別の事由により修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 高等部における休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 高等部における休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 高等部における休学期間は、第16条の修業年限及び第17条の在学年限に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(出席停止)

第32条 校長は、伝染病予防のため、その児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

(転校)

第33条 転校しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第34条 校長は、就学義務の猶予又は免除若しくは特別の事由があると認められる者については、退学を認めるものとする。

2 高等部の生徒で、退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 高等部の生徒で、次の各号の一に該当するものは、校長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 入学料の免除を申請した者のうち、免除が不許可になった者又は半額免除が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(3) 第17条に定める在学年限を超えた者

(4) 第30条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

第10章 表彰

(表彰)

第36条 児童又は生徒として表彰に値する行為があった者は、校長が表彰する。

第11章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及び徴収方法)

第37条 検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法等は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第38条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、月割計算により休学した日の属する月の翌月（休学を開始した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除するものとする。ただし、休学する日が授業料の納期限経過後である場合は、免除しない。

(入学料及び授業料の免除等)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除並びに授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第40条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

附 則

1 この校則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この校則の施行日の前日において、旧鳴門教育大学学校教育学部附属養護学校に在学する者は、この校則施行の日において、他の学校へ転校する者を除き、本校に在学するものとし、本校の児童及び生徒となる。

附 則

この校則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この校則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 鳴門教育大学附属学校評議員規程（平成16年規程第83号）は、施行日をもって廃止する。